

平成31年1月1日から重度心身障がい者の 医療費助成に所得制限が導入されます

町では、重度心身障がいのある方に医療費助成を行っています。埼玉県重度心身障害者医療費支給事業補助金交付要綱の改正に伴い、杉戸町の重度心身障害者医療費助成に所得制限が導入されます。

平成31年1月1日以降、新たに障害者手帳の取得または転入等により重度心身障害者医療費助成を受けるため町に新規登録する方は、毎年所得審査※1があります。

また、平成30年12月までに重度心身障害者医療費受給者証を取得した方は、平成34（2022）年10月から所得審査があります。

<所得審査について>

所得審査対象：受給資格対象者本人の所得のみ

対 象 所 得：給与所得・譲渡所得・不動産所得・雑所得（年金）等

※障害年金、遺族年金などの非課税所得は対象外です。

上記の対象所得から障害者控除などの控除できる額を引いた金額が、所得制限の基準額（3,604,000円※2）を超過した場合は、医療費助成が受けられなくなります。

具体例①

年金収入：5,164,000円

年 齢：65歳以上

扶養親族：なし

控 除：なし

↓

計算後金額

3,604,400円

↓

医療費助成停止

具体例②

給与収入：5,181,000円

年 齢：全年齢

扶養親族：なし

控 除：障害者控除400,000円

↓

計算後金額

3,204,000円

↓

医療費助成可

※1 新規登録の申請日が1月～9月の場合は前々年の所得、10月～12月の場合は前年の所得で審査します。

※2 扶養人数に応じて、所得制限基準額に加算（1人につき38万円）されて、基準額が変わります。また、扶養親族が、同一生計配偶者又は老人扶養親族の場合は、さらに1人につき10万円を加算、特定扶養親族（19歳以上23歳未満）又は控除対象扶養親族（16歳以上19歳未満）の場合は、さらに1人につき25万円を加算します。

<問合先>福祉課障がい福祉担当 電話：0480—33—1111 FAX：0480—33—4561

★お電話、窓口等で収入に関してのお問い合わせにはお答えできませんのでご了承ください。★